

霧島市条例第7号

令和4年3月31日

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1から別表第3までのふれあい温泉センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。